

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和運送株式会社定款

廣州市芝區新橋五丁目

(汐留驛前)



昭和運送

電話



船和運送株式会社定款

第一章 總則

第一條 本會社ハ船和運送株式会社ト稱ス

第二條 本會社ヲ東京市ニ設置ス

但シ支店又ハ出張所ヲ便宜ノ地ニ
設ケルコトヲ得

第三條 本會社ハ左ノ事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス

- 一 一般貨物運送及運送取扱業
- 二 船舶賣買仲立船舶代理業
- 三 貨物保管倉庫業

前項ノ外本業ニ附帶スル業務一切

第四條 本會社ノ資本金ハ金拾萬圓トス

第五條 本會社ノ存立期ハ本會社成立ノ日ヨリ

梅三十九年トス

第六條 本會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル

時々新聞ヲ以ツテス

第二章 株式

第七條 本會社ノ株式ハ式十株トシ壹株ノ

金額ヲ金五拾圓トス

第八條 本會社ノ株式ハ記名式ニシテ五拾株

券拾株券壹株券ノ各種トス

第九條 株金拂込ハ壹株ニ付第一回金式拾

五圓トシ第二回以後拂込金ハ取締役會

決議ヲ以テ之ヲ定ム (大正十年十二月一日)

各株拂込ヲ金五拾圓トシ大正十一年二月二日

登記)

第十條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日

ヨリ拂込ヲ為シタル日迄其延滞金額ニ付シ

金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ延滞

利子ヲ支拂ヒ高延滞ノ為ニ生シタル損

害ヲ辨償スベシ

第十一條 株式譲渡ノ場合ニハ本會社所定ノ

書式ニ株式券ヲ添ヘ右儀書換ヲ請求スベシ

但シ譲渡ハ本會社取締役會ノ決議承認

ヲ經ルモノトス

相續其他該法律ノ規定ニ因ル右儀書換

ヲ請求スル者ハ必要ナル證據書類ヲ添付
スルコトヲ要ス

第十二條 株券ヲ紛失スルニ誠失シ再交付ヲ請ハント
欲スル者ハ存會社ノ適當ナル認ムル保
証人ニ知達書ヲ書面ニ事由ヲ具シテ
申出ヘシ此場合ニ於テ存會社ハ其株券ヲ
無効トスヘキトシ三十日以上公告ニ尚三十日
ヲ経テ表見セズ且故障ノ申出ナキモノト
認ムルトキハ新株券ヲ發行スヘシ

第十三條 株式名義書換手續料ハ株券一枚毎金拾圓
新株券交付ノ手續料ハ一枚毎金貳圓ニシテ
但シ公告料及其他ノ費用ハ請求者ノ負擔ナ

第十四條 株主ハ住所氏名ヲ變更シ又ハ改印シタル
場合ハ速ニ存會社ニ届出ヘシ

第十五條 毎營業年度ノ翌日ヨリ臨時株主總會
終了ノ日迄株主名義書換ノ登録ヲ停止ス
臨時株主總會ノ場合ハ開會日ノ二
週以前ヨリ之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十六條 株主總會ハ臨時株主總會及臨時株主
總會ノ二種トス

第十七條 定時株主總會ハ毎年六月拾貳月ノ
同月ニ開會ス

第十八條 臨時株主總會ハ左記場合ニ之ヲ召集ス

一、取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認めタル時
一、商法ノ規定ニ依リ株主ヨリ請求アリタル時
第十九條 總會ハ其日時場所又會議ノ目的事項ヲ
示シ用會ヨリ少クトモ十四日以前ニ之レヲ
各株主ニ通知スヘシ

第二十條 總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル
事項ノ外他ノ議事ニ涉ルコトヲ得ス

第二十一條 株主ノ議決權ハ老株ニ付老個トス
第二十二條 總會ニ於ケル株主ノ代理者ハ去席株主
ニ限ルモノトス

第二十三條 總會ノ議長ハ社長之レニ當ル社長事
務凡トキハ他ノ取締役之レニ代ル但シ

臨時株主總會ノ議長ハ株主中ヨリ選出スルコトアルベシ

第二十四條 總會ノ決議ハ凡テ法律ノ規定ニ從フ可
否同數ナルトキハ議長之レヲ裁決ス此場合
ニ於テ議長ハ自己ノ議決權ヲ妨ケス

第二十五條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ
記載シ議長及出席株主式名署名捺印
シ本會社ニ保存スヘシ

第四章 役員

第二十六條 本會社ハ左ノ役員ヲ置ク

- 一、取締役 五名以内
- 一、監査役 二名以内

第二十七條 取締役及監査役ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉ス被選舉者ノ得莫同致ナルトキ八年長者ヲ以テ當選者トス

第三十八條 取締役ハ在任中其ノ所有ノ本會社株式五拾株ヲ監査役ニ委託スヘシ

第三十九條 社長及專務取締役ハ取締役互選ヲ以テ選任ス

第三十條 取締役ノ任期ハ三四年監査役ノ任期ハ二年年トス 但シ任期ノ任期中ノ最終ノ決算期ニ達スル定時株主總會ノ終了ニ至ル迄之ヲ俾長ス

第三十一條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキ臨時株主總會ヲ開キ之レカ選舉ヲ行フ此場合補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘剩年トス但シ法定ノ人員ヲ缺カ且ツ業務ニ差支ナキトキ其ノ補選與子ヲ延期スルコトヲ得

第三十二條 取締役並監査役ノ報酬ハ取締役會ニ於テ定ム

第三十三條 取締役會ハ取締役半數以上ノ出席アルニテラカレハ決議スルコトヲ得又

第三十四條 取締役會ハ本會社ノ營業上ニ必要ナル諸規則及重要事項ヲ決議ス

第三十五條 監査役ハ取締役會ニ出席シ意見

又陳述スルコトヲ得又何時ニテモ會社ノ帳簿書類及金庫ヲ展用シ業務ヲ監査スルコトヲ得

第五章 計算

第三十六條 會社ノ營業年度ハ一年ヲ三期ニ分テ
毎季五月三十一日及十月三十一日ヲ決算期トス
取締役ハ毎期末ニ於テ簿勘定ヲ決算
ニ財產目錄貸借対照表、營業報告書
損益計算書及利益金分配案ヲ依テ
株主總會ニ提出スヘシ 監査役ハ前項ノ
書類ヲ調査スヘシ

第三十七條 會社ノ損益計算ハ毎決算期ニ於テ
其期ノ總收入金ヨリ總經費及損失ヲ
控除シタル殘額ヲ總益金トシ左ノ割合
ニヨリ処分ス

- 一 法定積立金 百分ノ五以上
 - 一 別途積立金 百分ノ五以上
 - 一 役員賞與金 千
 - 一 株主配當金 千
 - 一 後期繰越金 千
- 第三十八條 株主配當金ハ各計算期末日現在
ノ株主ニ對シテ分配スルモノトス

第六章 附則

第三十九條 本定款ニ定メテモノ八月ヲ法律

命令ノ規定ニ依ル

第四十條 本會社ノ負担ニ歸スルモ設立費用ハ

金壹千圓以內トス